



大鹿村公共施設等総合管理計画

平成 28（2016）年 6 月策定

令和 4（2022）年 3 月改訂



大 鹿 村

大鹿村公共施設等総合管理計画：目次

第 1 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第 2 大鹿村について	
1 概 況	3
2 沿 革	3
第 3 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
（1）人口・世帯数の推移	4
（2）年齢階層別人口	5
（3）目標人口	6
2 財政状況	7
（1）歳入の状況	7
（2）歳出の状況	8
（3）財政指標	9
（4）有形固定資産減価償却率	9
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	10
第 4 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	11
（1）公共建築物の保有状況	11
（2）築年別整備状況	12
（3）耐震化実施状況	13
2 インフラ施設の状況	14
（1）インフラ施設の現状	14
3 過去に行った対策の概要	15
（1）施設数の縮減	15
（2）各種計画の策定	15
4 将来の更新費用の推計	16
（1）長寿命化計画策定による効果額の算出方法	16
（2）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	17
（3）中長期的な経費の見込み	18
第 5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	19
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	20
3 現状や課題に関する基本認識	21
4 公共施設等の管理の数値目標	22
（1）公共建築物保有量の縮減目標	22
（2）インフラ施設	22
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
（1）点検・診断等の実施方針	23
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	23
（3）安全確保の実施方針	23
（4）耐震化の実施方針	24
（5）長寿命化の実施方針	24
（6）ユニバーサルデザイン化の推進方針	24
（7）統合や廃止の推進方針	25
（8）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	25
6 P D C A サイクルの推進	26
第 6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	27
（1）文化系施設	27
（2）社会教育系施設	28
（3）スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設	29
（4）学校教育系施設、子育て支援施設	30
（5）保健・福祉施設、医療施設	31
（6）行政系施設	32
（7）公営住宅	33
（8）公園、供給処理施設、その他	34
（9）インフラ施設	35

第 1 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

大鹿村では、各種利用需要に対応するため公共建築物やインフラ施設の整備が行われてきました。しかし現在、人口の変化や高齢化社会の進行により、公共施設等の住民ニーズが変化してくることが予測され、公共施設等のあり方を見直すことが必要になっています。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込まれます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

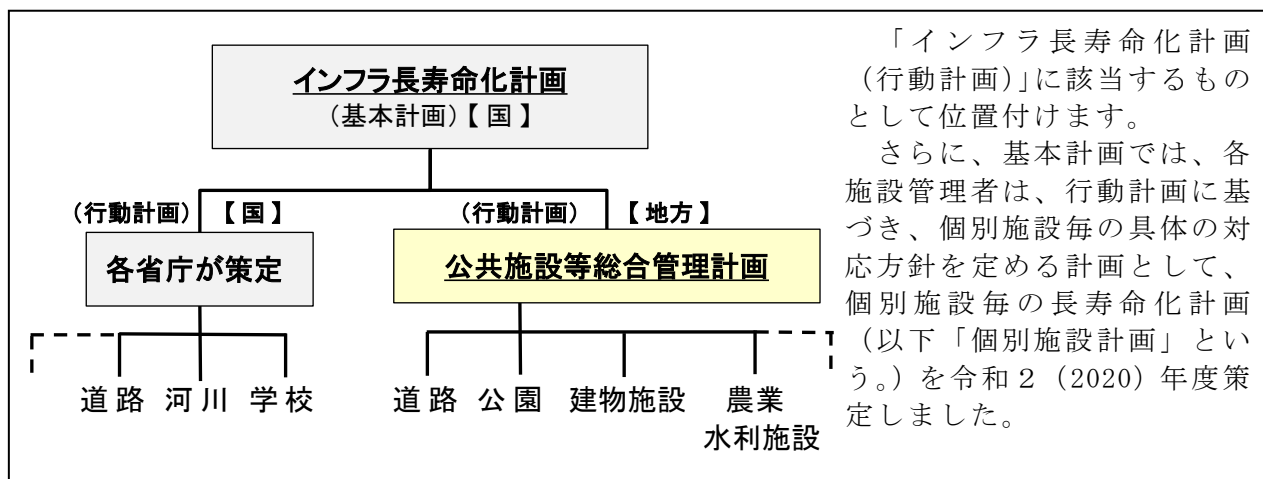
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、大鹿村公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定し、持続可能な行財政経営の実現を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等の機能を安全で快適に利用できる状態で維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

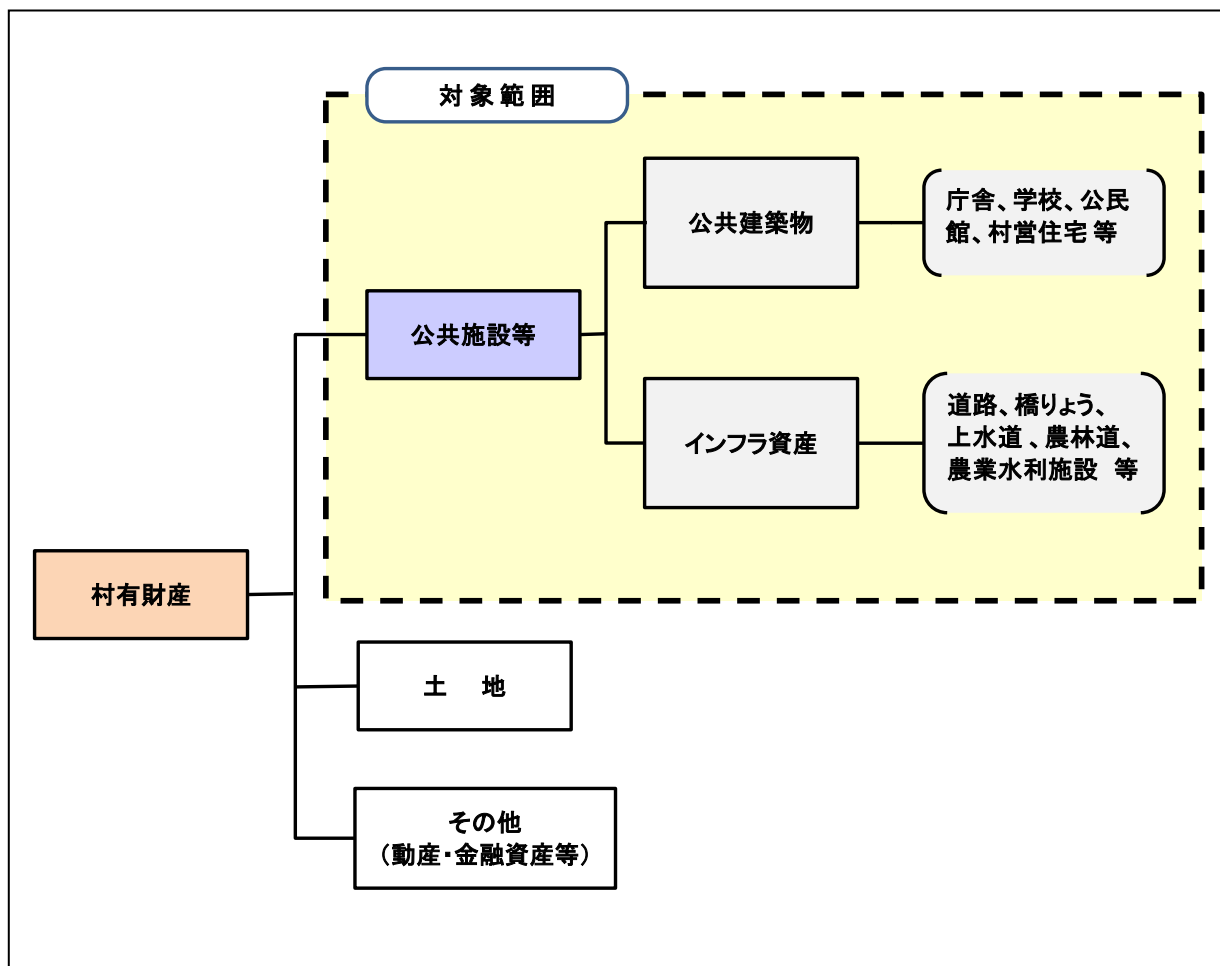
◆図表 1-1 本計画の位置づけ



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の本村が所有する学校・公営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上水道、農林道、農業水利施設等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2 大鹿村について

1 概 況

本村は、長野県南部に位置し、東に静岡県静岡市、北に伊那市、駒ヶ根市、西に上伊那郡中川村、下伊那郡松川町、豊丘村、南に飯田市と7市町村に接しています。

東側は南北にのびる南アルプス連峰の3000m級の山々が聳えたち、西側の伊那山脈はそれぞれ急峻な山々がたがい近接し、両山脈に挟まれた南北に細長い谷間を、地質学的に有名な中央構造線が走っています。

総面積 248.28 k m²を有していますが平坦地は非常に少なく、村面積の97%が山林原野で、農耕地や集落は標高 670m から 1170m の間の急傾斜地に散在する典型的な山村です。



2 沿 革

本村は、古くは諏訪上下社領であったとみられ、南北朝の時代、後醍醐天皇の第8皇子宗良親王が興国4（1343）年南朝の忠臣香坂高宗に迎えられて大河原城に入らせ給い、爾来30余年この地を拠点としてお暮らしになったと伝えられています。

親王御薨去の後、香坂家数代の居城となっていました。後に武田信玄の所領するところとなり、江戸時代に至り徳川家の直領となりました。

明治2（1869）年大河原・鹿塩の2か村となり伊那県に属しましたが、同4（1871）年廃藩置県に伴い筑摩県となり、同7（1874）年両村が合併して大鹿村と称しました。

明治7（1874）年筑摩県の合併に伴い長野県に属し、同15（1882）年分村の許可を得て、再び大河原・鹿塩の両村に分村しましたが、明治22（1889）年再度合併して今日に至っています。

第3 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

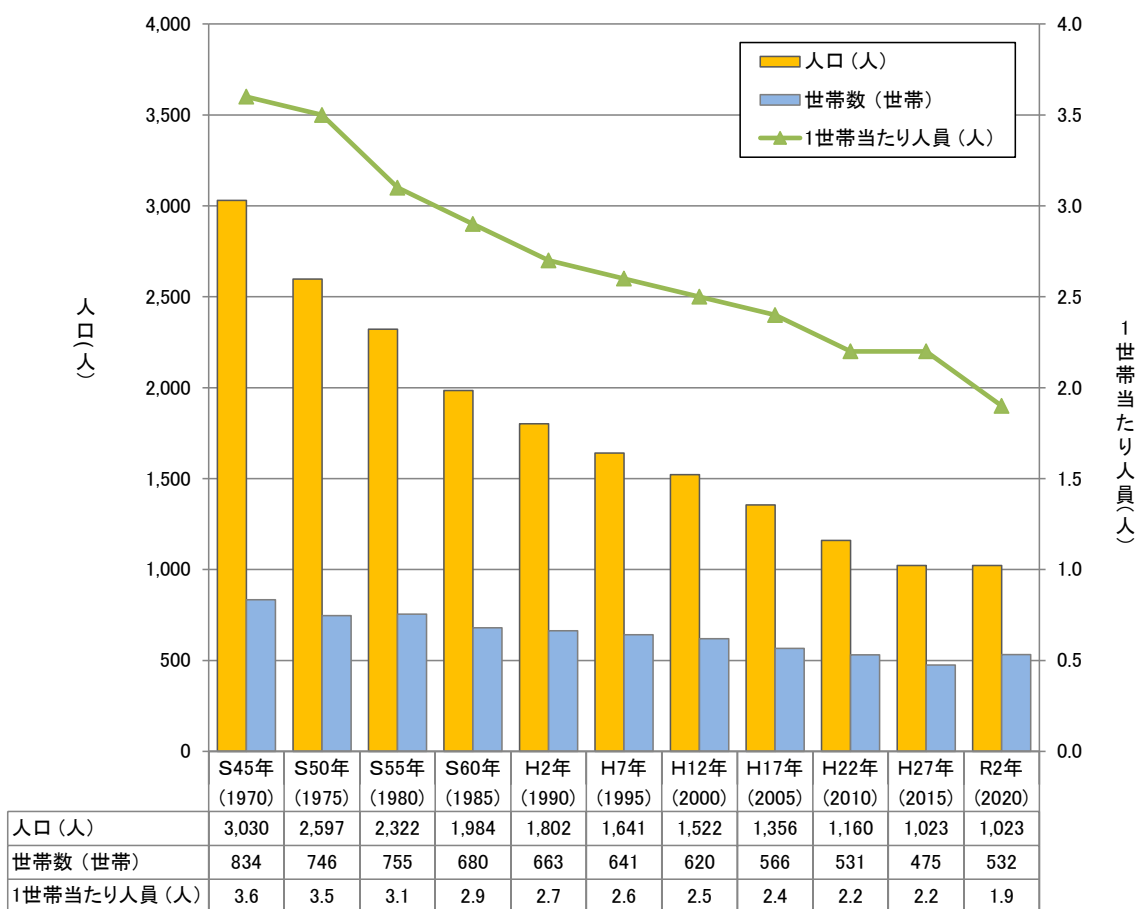
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和45（1970）年の人口は3,030人、その後減少が続き、平成27（2015）年には1,023人となりましたが、令和2（2020）年はリニア中央新幹線工事による就業者の増加により前回調査と同数を維持しています。

世帯数も、昭和45（1970）年の834世帯から減少が続き、平成27（2015）年には475世帯となりましたが、令和2（2020）年には工事就業者の増により増加に転じ、532世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和45（1970）年の3.6人から年々減少し、令和2（2020）年には1.9人となっており、小世帯化が進行しています。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移

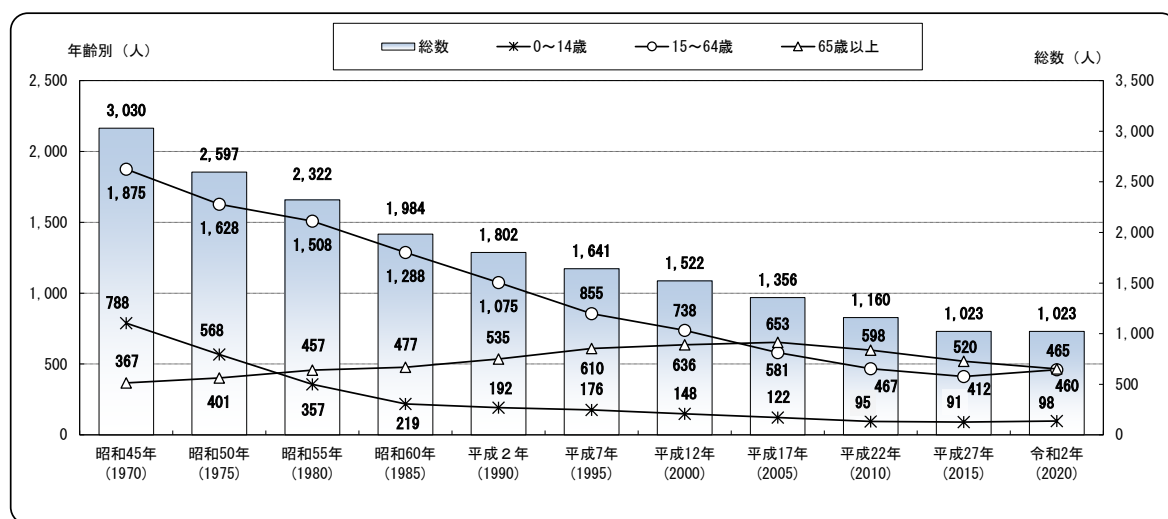


(2) 年齢階層別人口

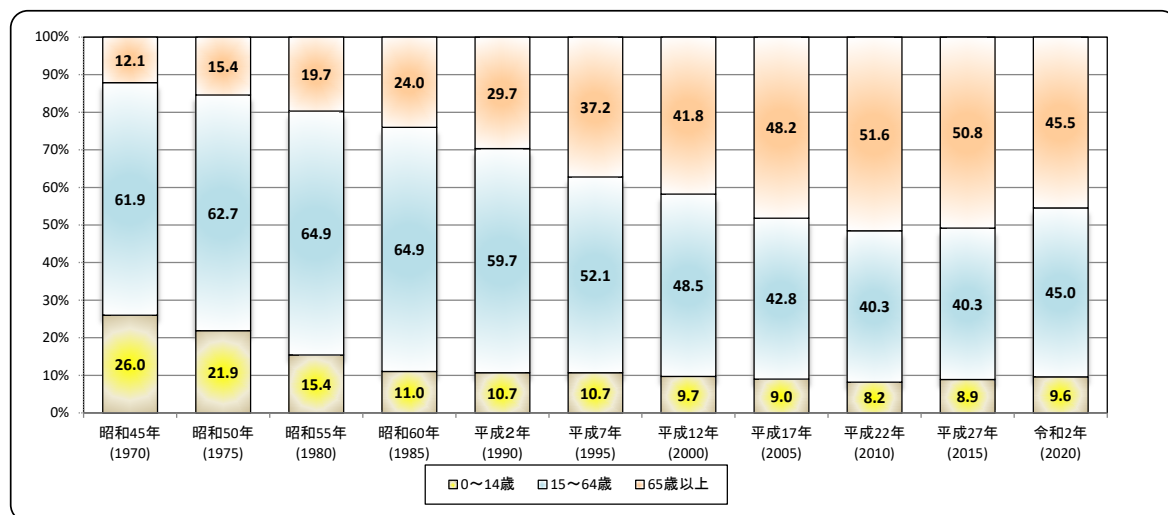
平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけての年齢別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、平成27（2015）年まで減少していましたが、令和2（2020）年にはリニア中央新幹線工事により増加に転じました。5年間で年少人口は7人（7.7%）、生産年齢人口は48人（11.7%）の増加となっています。老年人口（65歳以上）は、増加傾向にありましたが、平成17（2005）年をピークに減少に転じ、令和2（2020）年では、5年間で55人（10.6%）の減少となっています。しかし、老年人口は、平成17（2005）年以降、生産年齢人口を上回っており、令和2（2020）年には差が縮まりましたが、その状態は継続しています。

令和2（2020）年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が9.6%、生産年齢人口が45.0%、老年人口が45.5%となっており、老年人口比は長野県平均（32.0%）、下伊那郡平均（36.6%）と比べて、高い水準と言えます。

◆図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(3) 目標人口

大鹿村第五次総合振興計画における「目標人口（大鹿村人口ビジョン）」では、本村の人口はさらに減少が続く傾向と見込まれ、移住定住の促進、出生率の回復等に取り組んだ上で、令和42(2060)年の総人口を650人程度と展望しています。

●「目標人口（大鹿村人口ビジョン）」

平成28年に策定した「大鹿村人口ビジョン」に基づき、村独自推計により以下の通り試算を行いました。

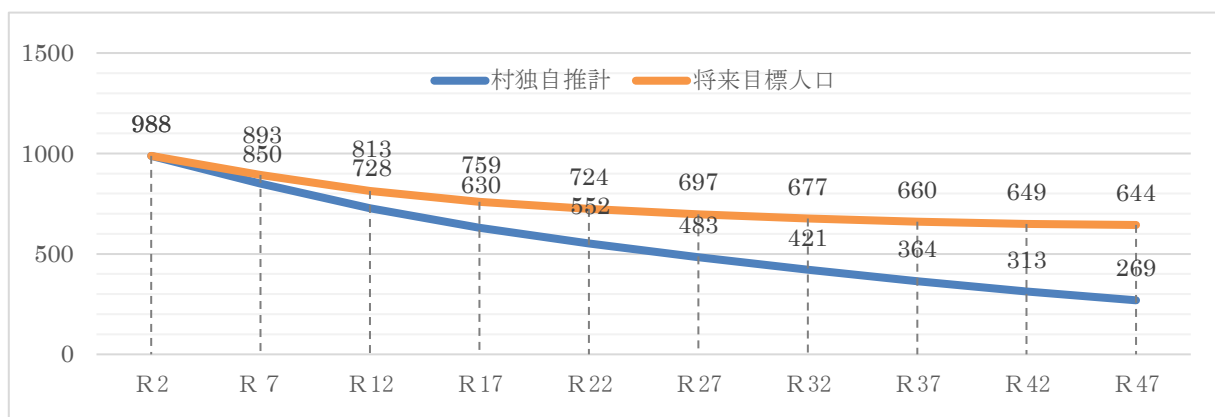
令和42年（2060年）に650人程度の人口維持を目標とする。

そのための条件

○20歳代前半の夫婦が1年間に1組移住する。

○30歳代前半の夫婦と4歳以下の子ども1人が1年間に2組移住する。

◆図表 3-4 将来推計、目標人口



■将来人口の通し(村独自推計・試算した推計結果の比較、令和2年のみ住民基本台帳(10月1日時点))

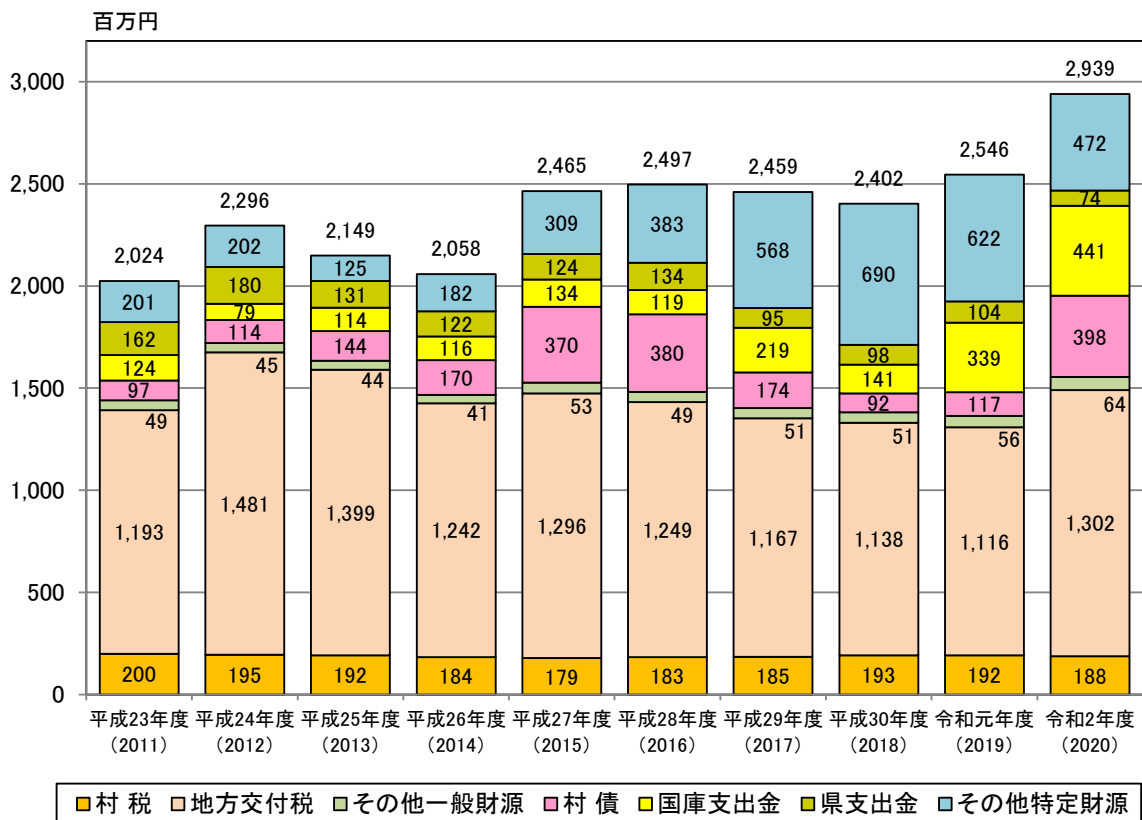
2 財政状況

(1) 歳入の状況

平成23(2011)年度以降概ね20～25億円で推移していましたが、令和2(2020)年度における歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業、保育所建替え事業、運動広場整備等の影響もあり29.4億円となっており、前年度と比べて15.4%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね2億円前後であるものの年々減少しており、令和2(2020)年度の村税収入は1.9億円で、歳入に占める村税の割合は6.4%となっています。今後、高齢社会が進む中で、村民税の大幅な増収を見込むことは現実的ではない状況にあります。一方地方交付税は、令和2(2020)年度で歳入全体の44.3%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 3-5 歳入決算額の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況

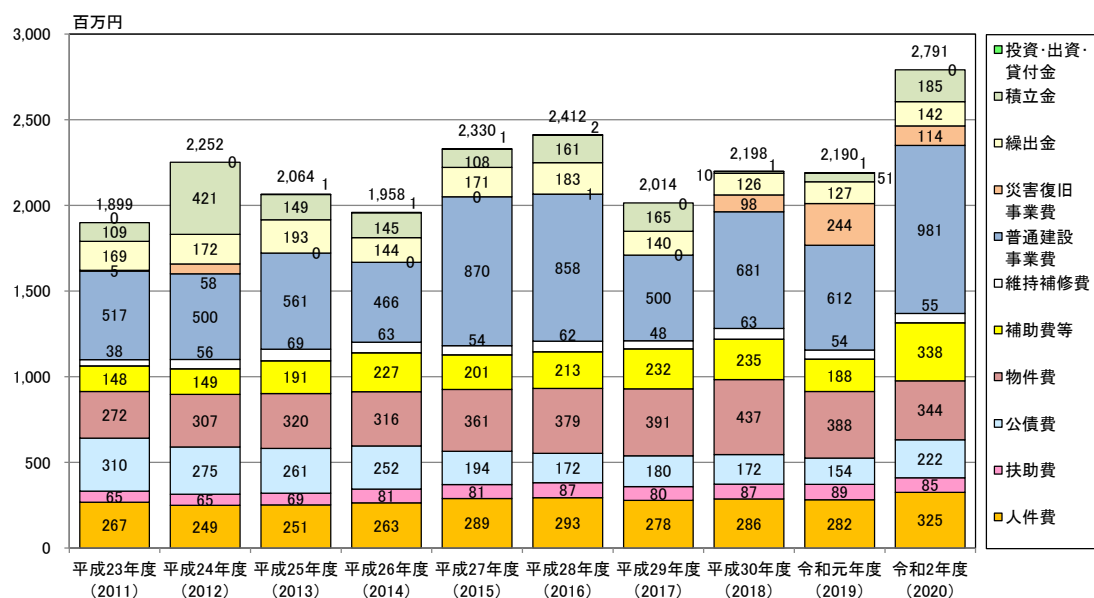
歳出の内、義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は横ばい傾向ではあるものの、高齢化の進展により、今後も医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。

経常的経費（物件費、補助費等、維持補償費）も横ばい傾向で推移していましたが、令和2（2020）年度に補助費が新型コロナウイルス感染症対策として特例給付金や事業者支援等により3.4億円と大きく増加しています。

投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年度により変動がみられ、平成23（2011）年度以降概ね5～11億円で推移しています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

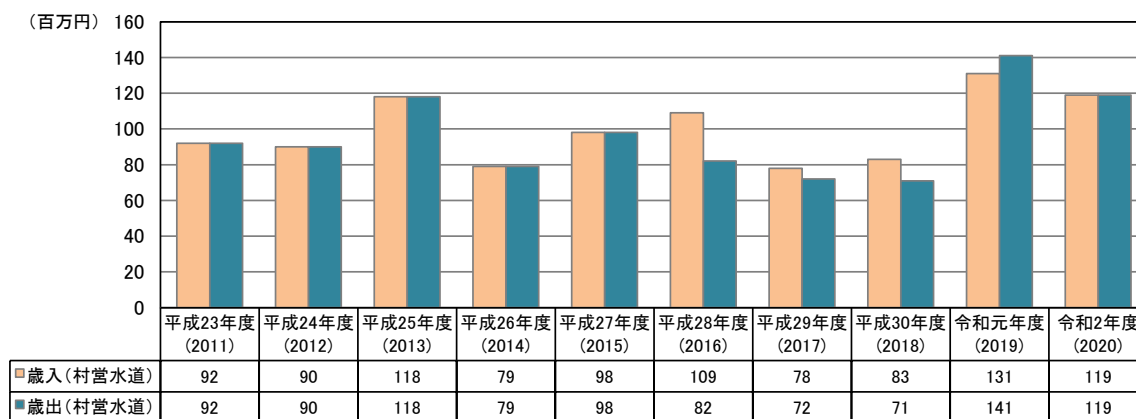
また、平成23（2011）年度以降の村営水道事業は、平成25（2013）、令和元（2019）、令和2（2020）年度以外は概ね0.8～0.9億円の財政規模で推移し、令和元（2019）年度が最も多く、歳入1.3億円、歳出1.4億円となっています。（図表 3-7）

◆図表 3-6 歳出決算額の推移（普通会計）



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-7 村営水道事業の推移



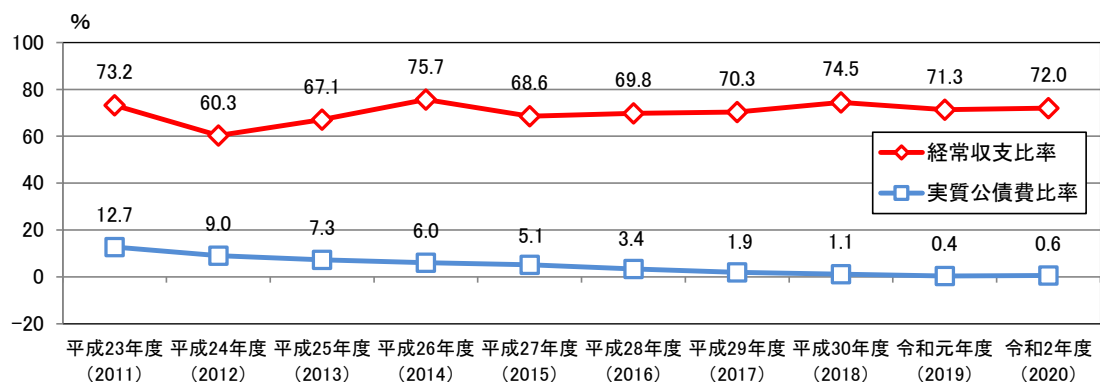
(3) 財政指標

経常収支比率は、令和元（2019）年度に公債費及び補助金の減額により減少しましたが、令和2（2020）年度は、前年に比べて0.7%増加しています。

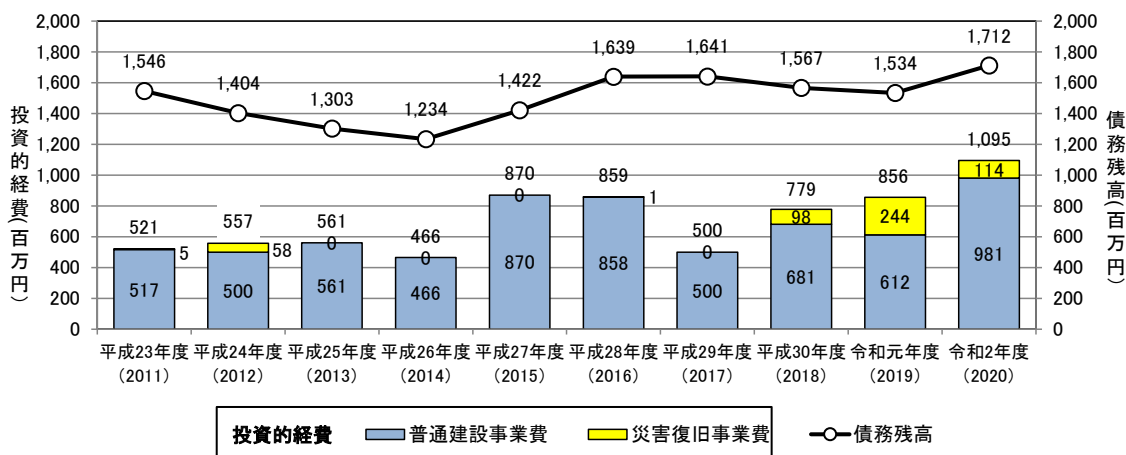
実質公債費比率は、平成19（2007）年度に策定した、公債費負担適正化計画に基づく繰上償還及び新規地方債の発行抑制により、平成19（2007）年度以降は減少を続けており、平成24（2012）年度決算で10%を下回り、低い水準で推移しています。

公共施設等の整備に充てた借入金である地方債の債務残高は、平成29（2017）年度以降減少傾向にありましたが、令和2（2020）年度は17.1億円、前年に比べて1.8億円増加しています。

◆ 図表 3-8 財政指標



◆ 図表 3-9 投資的経費と地方債残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア 普通会計

有形固定資産減価償却率は、類似団体に比べ若干高く、全国平均、長野県平均より低い水準にあります。既に耐用年数を経過した資産も多く、今後も耐用年

数を迎える資産が増え続けるため、更新投資の財源確保が課題になっています。

令和元（2019）年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率（建物）の最も高い施設は、97.6%の公民館で、次いで高いのは69.8%の消防施設となっており、最も低いのが一般廃棄物処理施設で30.3%となっています。

イ 公営事業会計

（水道事業の簡易水道事業については該当数値なし。）

◆図表 3-10 施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移

分 類 名			有形固定資産減価償却率（％）			
			平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	56.3	57.6	58.8	59.5
		大鹿村	57.2	58.3	59.1	60.2
	公 営 住 宅		38.5	40.9	42.6	44.1
	認 定 こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 保 育 所		100.0	100.0	100.0	建て替え中
	学 校 施 設		60.5	62.0	64.1	66.2
	公 民 館		93.2	94.1	95.9	97.6
	福 祉 施 設		23.1	26.4	30.4	33.4
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		26.5	22.8	26.9	30.3
	保 健 セ ン タ ー ・ 保 健 所		36.0	38.0	40.0	42.0
	消 防 施 設		60.2	64.4	66.6	69.8
	庁 舎		62.9	65.0	67.1	69.1
	道 路		54.9	56.4	57.9	59.4
	橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル		68.6	70.1	71.7	73.2

出典：長野県市町村財政状況資料集、経営比較分析表

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費についてはほぼ一定で推移し、公債費は、近年減少傾向にあるものの、今後も高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更などを行い、施設機能を維持しながら、保有量の縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国や県による財政的支援や技術的支援の活用、村債の適切な運用と交付税措置のある有利な起債（公共施設等訂正管理推進事業債等）の活用、公共施設等整備基金の計画的積み立てなどにより財政の確保を図るとともに、村独自の施策を組み合わせて、継続してコスト削減に努めていく必要があります。

第4 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

（1）公共建築物の保有状況

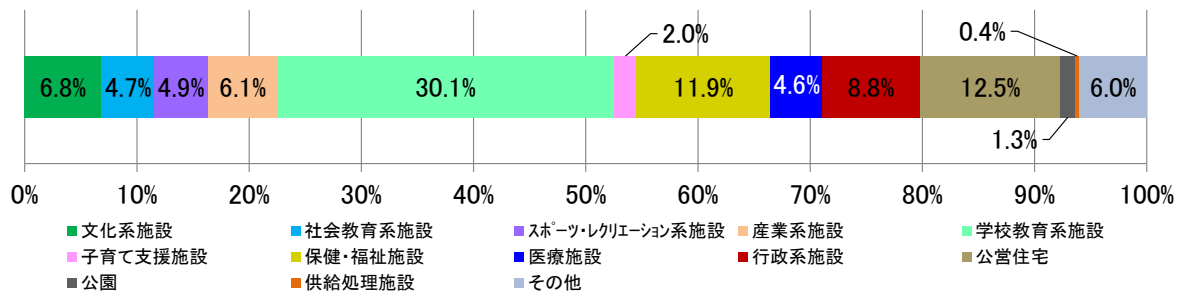
本村の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は 29,687.43 m²であり、その内訳は、学校教育系施設が 30.1%と最も多く、次いで公営住宅が 12.5%、保健・福祉施設 11.9%、と続き、この3分類で全体の約5割を占めていることがわかります。

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

大分類	中分類	延床面積(m ²)		増減の主な理由
		策定時 平成26年度 (2014)	令和2年度 (2020)	
文化系施設	集会施設	1,997.83	2017.92	固定資産台帳精査による増。
社会教育系施設	博物館等	1,345.27	1382.02	北川露頭トイレ、福德寺トイレH28建築。安康露頭トイレH29建築。固定資産台帳精査による増。
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	165.60	896.48	大鹿村運動広場R2建替え。
	レクリエーション施設・観光施設	792.97	556.56	越路駐車場トイレ【その他】から異動。ビガーランド(若者活動拠点)H30取壊し。
産業系施設	産業系施設	1,556.73	1801.47	菓子製造等H29取壊し。大鹿村授産所旧鹿塩分場【社会福祉就労支援施設】から異動。
学校教育系施設	学校	8,936.62	8936.62	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	626.46	600.37	大鹿保育所R2建替え。
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	2,736.64	3022.73	デイサービスセンターH28増改修。大鹿村生活支援ハウス固定資産台帳精査による増。
	社会福祉就労支援施設	868.40	522.63	大鹿村授産所旧鹿塩分場授産所【産業系施設】へ異動。大鹿村授産所倉庫S57【その他】から異動。
医療施設	医療施設	1,467.25	1362.92	医師住宅R2年取壊し。
行政系施設	庁舎等	2,178.91	1440.40	庁舎に併設の車庫、倉庫、公衆トイレ【その他行政系施設】へ異動。
	消防施設	314.26	387.43	下市場消防資材置場追加。
	その他行政系施設	200.55	785.61	大鹿村倉庫R2取壊し。車庫、倉庫、公衆トイレ【庁舎等】から異動。沢戸前事務所【その他】から異動。倉庫R2建築。
公営住宅	公営住宅	3,160.68	3704.26	カラマツH26、文満H28、西住宅H27建築。 (文満H5、H6、S59)H28取壊し。 (大-8)H30取壊し。
公園	公園	324.82	378.79	大西公園(倉庫)R2建築。 大西公園(野外ステージ)追加。
供給処理施設	供給処理施設	115.83	115.83	
その他	その他	855.55	1775.39	道の駅歌舞伎の里大鹿H30建築。 大鹿村授産所倉庫S57【社会福祉就労支援施設】、沢戸前事務所【その他行政系施設】へ異動。温泉施設追加。
合 計		27,644.37	29687.43	

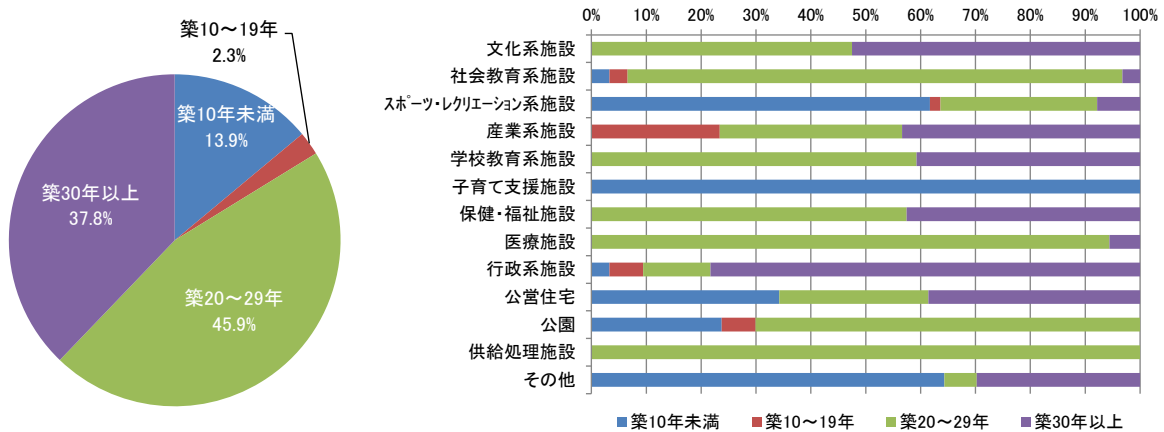
◆ 図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



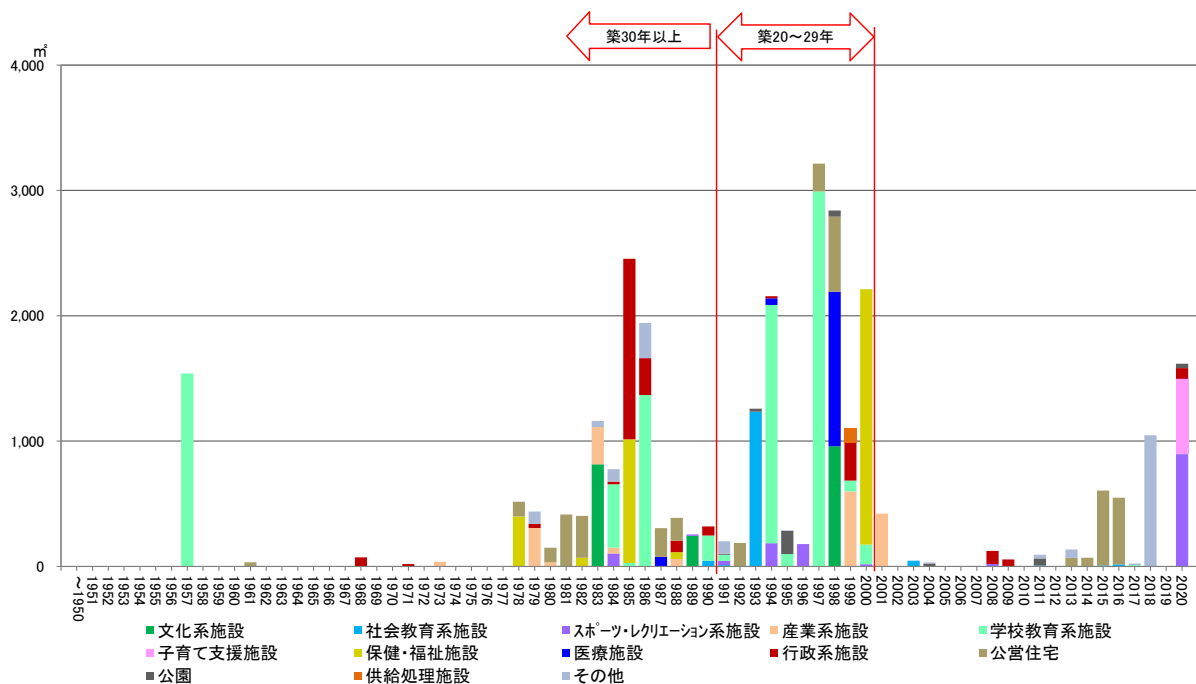
(2) 築年別整備状況

平成2(1990)年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の37.8%、10年後に30年以上経過となる施設割合は83.7%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延床面積の状況

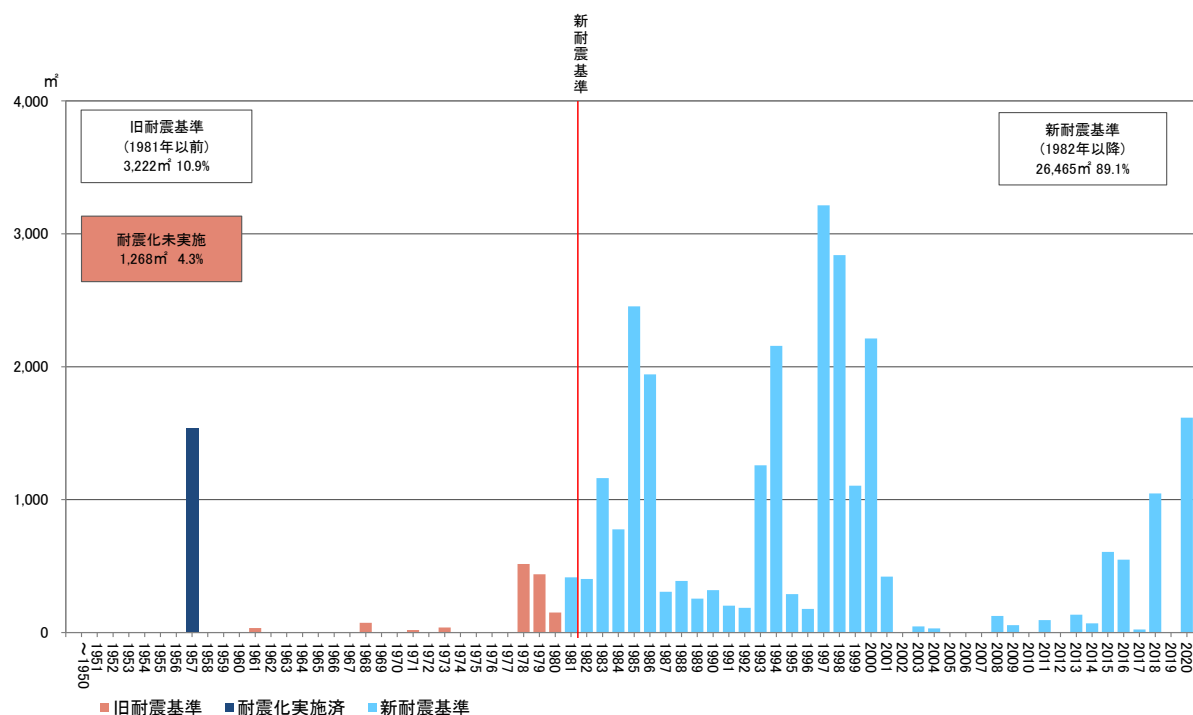


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 89.1%が新耐震基準による整備、残りの 10.9%が昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち約 9 割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 124.9km、橋りょうが 104 橋、上水道管路延長が 64.6km、農林道が 87.1km（橋りょう含む）、農業水利施設（頭首工）30 施設などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

種 別	主 な 施 設	施 設 数 量	
		策定時 平成 26 年度 (2014)	令和 2 年度 (2020)
道 路	道路延長	124,957m	124,943m
	1 級村道延長	17,768m	17,787m
	2 級村道延長	16,818m	16,879m
	その他村道延長	90,371m	90,277m
橋 り ょ う	橋りょう数	104 橋	104 橋
上 水 道	管路総延長	64,443m	64,583m
	導水管	7,741m	10,543m
	送水管	13,530m	12,350m
	配水管	43,172m	41,690m
農林道・農 業水利施設	農林道延長	86,901m	87,117m
	農林道橋りょう数(4m以上)	14 橋	14 橋
	頭首工（水路含む）	30 施設	30 施設
	ため池	2 箇所	2 箇所

3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて 8 施設、延床面積で 1,321.05 m²削減しています。

◆図表 4-7 除却施設一覧

施 設 名 称	延床面積 (m ²)	建 築 年 度	対策実施年度	対策
ビガーランド(菓子製造等)	142.54	平成4年度 (1992)	平成 29 年度 (2017)	取壊し
ビガーランド(若者活動拠点)	244.69	昭和 62 年度 (1987)	平成 30 年度 (2018)	取壊し
医師住宅	104.33	昭和 63 年度 (1988)	令和 2 年度 (2020)	取壊し
大鹿村 倉庫	200.55	昭和 59 年度 (1984)	令和 2 年度 (2020)	取壊し
公営住宅 文満 S59	116.78	昭和 58 年度 (1983)	平成 28 年度 (2016)	取壊し
村営住宅 文満 H5	255.87	平成 5 年度 (1993)	平成 28 年度 (2016)	取壊し
村営住宅 文満 H6	236.00	平成 6 年度 (1994)	平成 28 年度 (2016)	取壊し
村営住宅 大-8	47.61	昭和 46 年度 (1971)	平成 30 年度 (2018)	取壊し
合 計	1,348.37			

(2) 各種計画の策定

◆図表 4-8 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公共建築物	大鹿村公営住宅等長寿命化計画	平成 22(2010)年度策定 平成 28(2016)年度見直 平成 30(2018)年度見直
	大鹿村学校施設長寿命化計画	平成 29(2017)年度策定
	大鹿村公共施設個別施設計画	令和 2(2020)年度策定
橋 り よ う	大鹿村橋梁長寿命化修繕計画	平成 30(2018)年度策定

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト算定されていない長寿命化計画の種別については、単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-9 更新費用の根拠

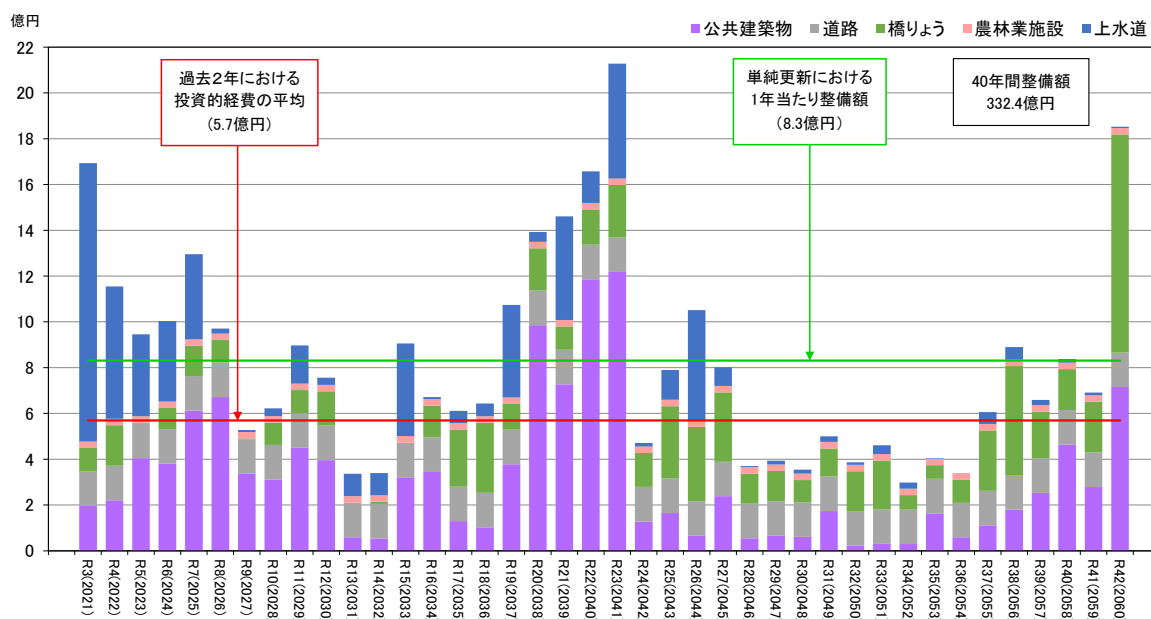
種 別	利 用 デ ー タ	
	単 純 更 新	長 寿 命 化 計 画
公 共 建 築 物	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
学 校	長寿命化計画の従来型の事業費	長寿命化計画の長寿命化型の事業費
公 営 住 宅	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
道 路	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
橋 り ょ う	長寿命化修繕計画の対症療法型の事業費	長寿命化修繕計画の予防保全型の事業費
農 林 道 ・ 農 業 水 利 施 設	過去5年間の更新費用の平均値	単純更新と同額
上 水 道	更新費用試算ソフト	簡易水道事業経営戦略の建設改良費 ※R9 以降は単純更新と同額

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 332.4 億円、年平均で 8.3 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 5.7 億円と比較して 1.5 倍になります。

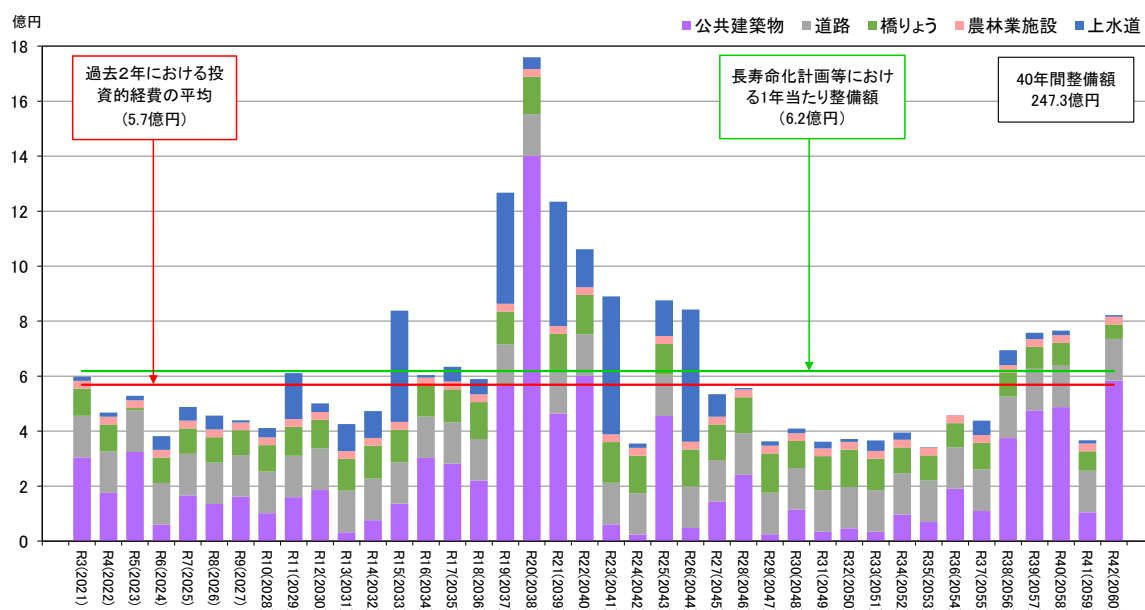
◆図表 4-10 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 247.3 億円、年平均で 6.2 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 5.7 億円と比較して 1.1 倍になります。

◆図表 4-11 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後 10 年間（令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度）で約 50 億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-12 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：百万円）

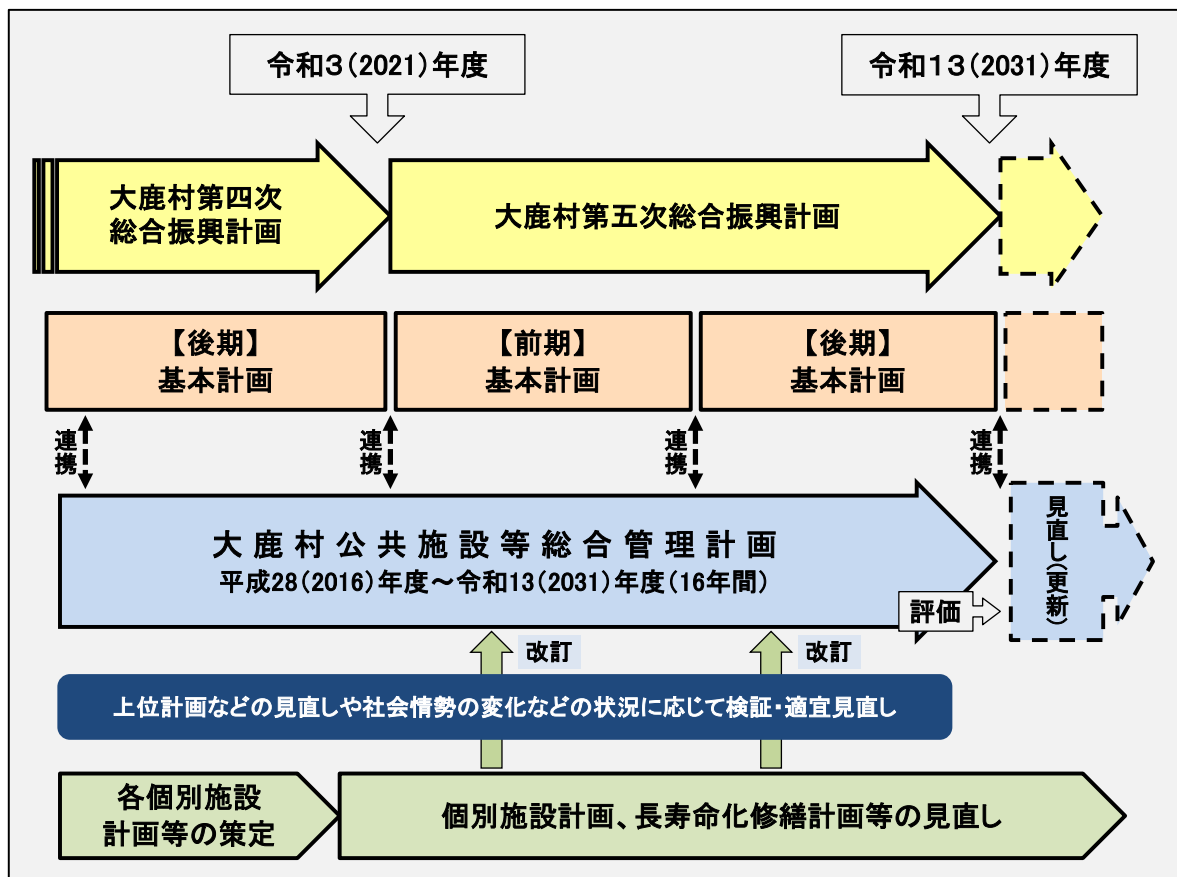
区 分			耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策等の効果額 (②—①)	現在要している経費 (過去 2 年平均)
投資的経費	普 通 会 計	公共建築物	3,980	地方債 国庫補助等 90～100% 充 当	1,775	▲2,205	406
		道 路	1,510		1,510	0	78
		橋 り ょ う	957		879	▲78	37
		農 林 道・農 業水利施設	282		282	0	33
	会公 営事 業計	上 水 道	3,137		436	▲2,701	48
	計		9,866		4,882	▲4,984	602
維持補修費	普 通 会 計		550		550		55
	公営事業会計		150		150		15
	計		700		700		70
合 計			10,566		5,582	▲4,984	672

第5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成28(2016)年度から令和37(2055)年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「大鹿村総合振興計画」などと連動しながら、概ね向こう16年間（平成28(2016)年度～令和13(2031)年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和13(2031)年度は、10年間を基本的な計画期間とする「大鹿村総合振興計画」の第五次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和13(2031)年度を計画の目安として設定しました。

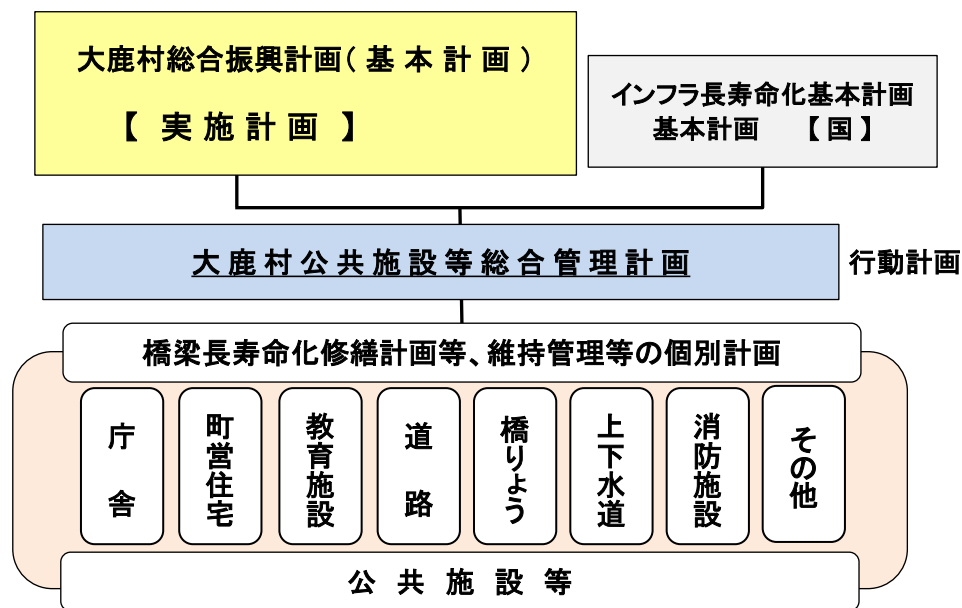
◆図表 5-1 計画期間（大鹿村総合振興計画との関係）



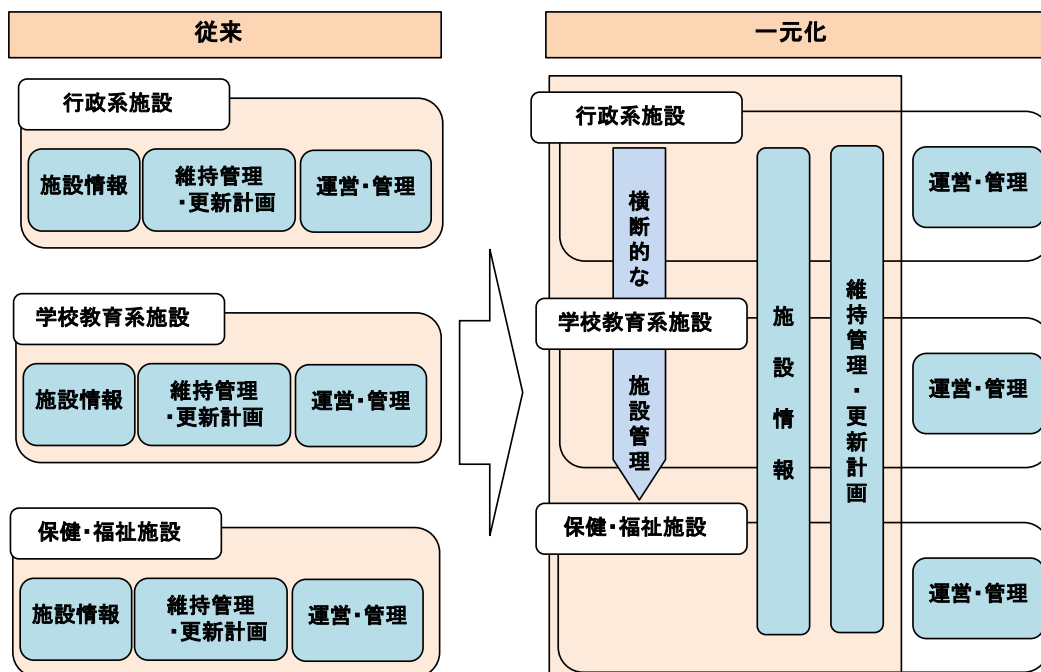
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「大鹿村総合振興計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

（数量の適正性）

人口の減少や少子高齢化の進展、財政状況や予算規模から、現在保有している公共建築物の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

（品質の適正性）

公共建築物のうち平成2（1990）年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の37.8%、築20～29年が45.9%で、10年後には築後30年以上経過する施設が8割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後20年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

（コスト（財務）の適正性）

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの縮減だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量（延床面積）を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を「大鹿村公共施設個別施設計画」「大鹿村公営住宅等長寿命化計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

公共建築物について、計画期間の令和13（2031）年度までに取壊しを予定している建物が4棟（386.31㎡）で、全体の延床面積の1.3%縮減を目標とします。

計 画	取 壊 し 予 定	
	施設数	延床面積
大鹿村公共施設個別施設計画	2 棟	122.77 ㎡
大鹿村公営住宅等長寿命化計画	2 棟（4 戸）	263.54 ㎡
合 計	4 棟	386.31 ㎡

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を情報として蓄積し次回以降の点検・診断や施設の維持管理・修繕等を含む老朽化対策に活用します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図るとともに、PPP/PFI¹の活用の可能性についても検討します。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については取り壊しを検討し、取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

¹ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(4) 耐震化の実施方針

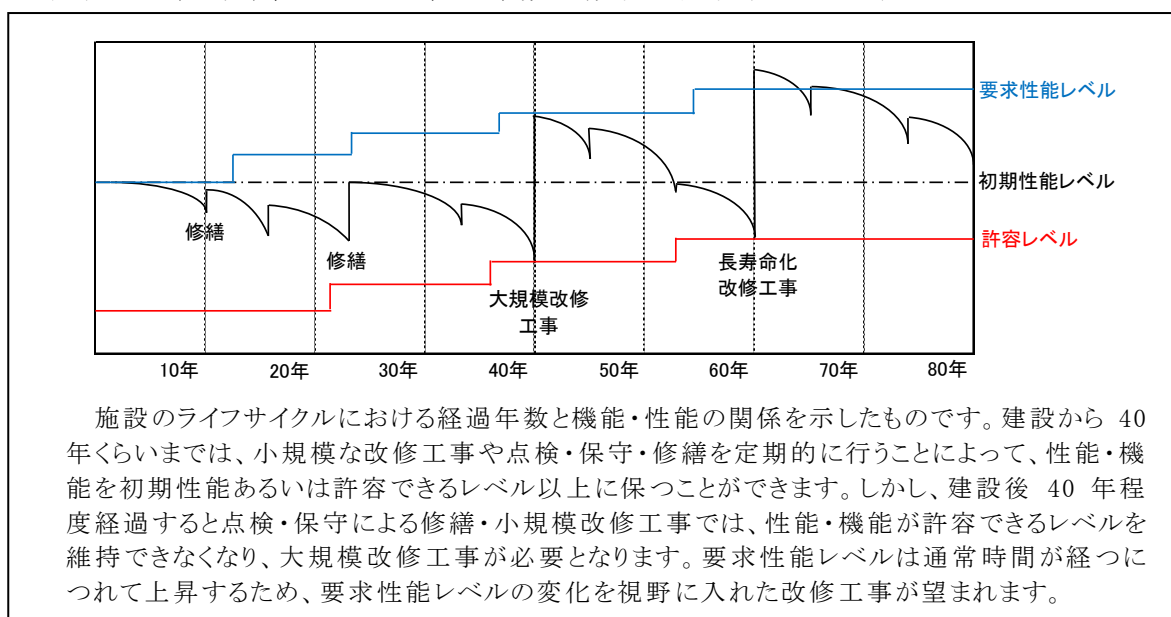
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、耐震化率向上を目指し、重点的に対応することとし、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した、計画的かつ重点的な耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン²化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、村民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

² ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(7) 統合や廃止の推進方針

人口の推移や財政状況を考慮し、施設機能の集約、廃止、複合化を進めるため全庁的な観点から公共施設等の再編を進めていきます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、「町村有財産利活用基本方針」に基づき、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「大鹿村総合振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして、各部署との情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

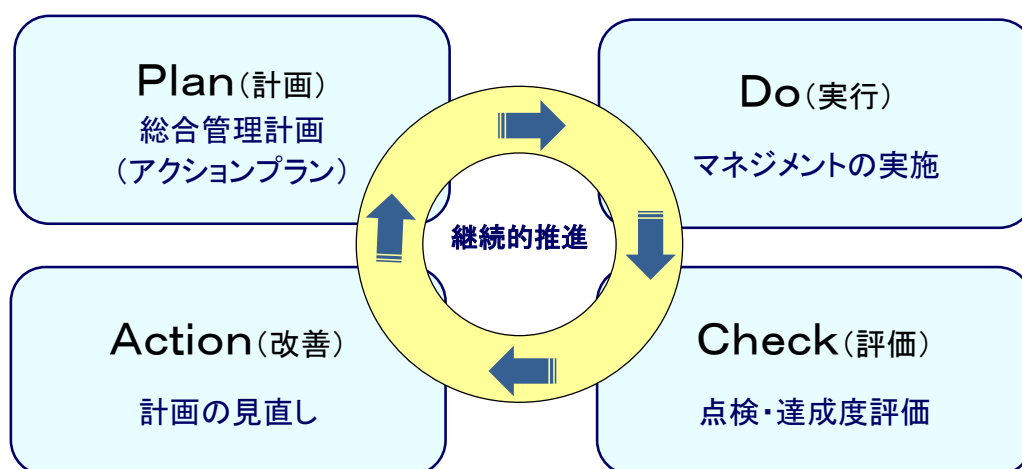
計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 P D C Aサイクルの推進

「大鹿村総合振興計画」の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するためP D C A（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民への公表を行います。

◆図表 5-5 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、各地域に公民館（鹿塩地区館、東部地区館）、交流センターを保有しています。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	3 施設	延床面積	2,017.92 m ²
対 象 施 設	鹿塩地区館、東部地区館、交流センター				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断及び耐震化の実施方針】					
公民館は、地域の交流の振興や生涯学習の場として、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。					
また、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
鹿塩地区館は昭和 58（1983）年、東部地区館は平成元（1989）年に建てられた施設であることから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。					
【安全確保の実施方針】					
各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。					
【統合や廃止の推進方針】					
住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、今後の維持管理費、改修費等を勘案し、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、ろくべん館、大鹿村中央構造線博物館、信濃宮関係施設、御所平仮御所等を保有しています。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	博物館等	施設数	10 施設	延床面積	1,382.02 m ²
対 象 施 設	ろくべん館、大鹿村中央構造線博物館、信濃宮関係施設、御所平仮御所、公衆トイレ（上蔵ゲートボール場）、市場神社・大磧神社トイレ、北川・安康露頭トイレ、福德寺トイレ				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。 【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設

本村では、スポーツ施設として大鹿村運動広場を保有しています。レクリエーション施設、産業系施設としては、大池高原キャンプ場、鳥ヶ池キャンプ場、するぎ農園、広河原小屋、避難小屋（二児山・笹山）、塩の里、向山・北川・黒川牧場の管理棟等を保有しています。

保有する施設については、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性など勘案して、総量抑制方策を検討します。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション、産業系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区 分	スポーツ施設	施設数	1 施設	延床面積	896.48 ㎡
対 象 施 設	大鹿村運動広場				
区 分	レクリエーション系施設	施設数	9 施設	延床面積	556.56 ㎡
対 象 施 設	大池センターハウス、大池高原キャンプ場トイレ、大池パラグライダー場トイレ、鳥ヶ池キャンプ場（トイレ、避難小屋）、するぎ農園（飲食店、水車）、広河原小屋、避難小屋（二児山）（笹山）、越路駐車場トイレ				
産業系施設					
区 分	産業系施設	施設数	7 施設	延床面積	1,801.47 ㎡
対 象 施 設	塩の里、向山牧場、北川牧場、黒川牧場、木工館、過疎対策工場、農の拠点施設				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断及び耐震化の実施方針】					
今後も継続して利用され则认为られるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。					
【安全確保の実施方針】					
点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。					
【統合や廃止の推進方針】					
利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう、利用需要に応じた施設の有効活用を検討します。					

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、中学校、小学校、保育所を各1施設保有しています。今後も学校教育環境を維持するため、園児・児童・生徒数が減少する中、最適な教育環境について検討する必要があります。

◆図表 6-4 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区 分	学校	施設数	2 施設	延床面積	8,936.62 m ²
対 象 施 設	大鹿中学校、大鹿小学校(校舎、体育館、給食施設等)				
子育て支援施設					
区 分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1 施設	延床面積	600.37 m ²
対 象 施 設	大鹿保育所				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断及び耐震化の実施方針】					
計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕を行います。					
児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、必要に応じ耐震診断及び耐震補強等を適宜行います。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
中学校、小学校施設は、大規模な改修等は行われましたが、今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。					
保育所施設は、改修計画と併せ、多目的利用などの可能性についても検討を行います。					
【安全確保の実施方針】					
園児・児童・生徒の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。					
【統合や廃止の推進方針】					
小中学校の学校施設については、少子化により児童数が減少してきていることから、将来の施設の在り方を検討することが考えられます。					

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢者福祉施設 2 施設、社会福祉就労支援施設 1 施設、医療施設 3 施設を保有しています。

デイサービスセンターについては、平成 28 (2016) 年度に大規模改修を行いました。大鹿村授産所は建設されてから 40 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物（保健・福祉施設、医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高齢者福祉施設	施設数	2 施設	延床面積	3,022.73 m ²
対 象 施 設	デイサービスセンター、大鹿村生活支援ハウス				
区 分	社会福祉就労支援施設	施設数	1 施設	延床面積	522.63 m ²
対 象 施 設	大鹿村授産所				
医療施設					
区 分	医療施設	施設数	3 施設	延床面積	1,362.92 m ²
対 象 施 設	母子健康センター・診療所、釜沢へき地診療所、梨原へき地診療所				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 高齢者福祉施設は、高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。医療施設については、維持修繕にかかる費用を軽減するため、継続的な点検・診断を実施します。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 【統合や廃止の推進方針】 各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。					

（６）行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-6 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区 分	庁舎	施設数	1 施設	延床面積	1,440.4 m ²
対 象 施 設	大鹿村役場				
区 分	防災施設	施設数	10 施設	延床面積	387.43 m ²
対 象 施 設	大河原消防詰所、鹿塩消防詰所、鹿塩水防倉庫、沢戸 消防ポンプ置場 消防団本部 消防自動車車庫、上青木 消防団消防自動車車庫、 梨原地区 消防団消防自動車車庫、大栗 消防団消防自動車車庫、 総合防災貯水槽ポンプ室、下市場 消防資材置場				
区 分	その他行政系施設	施設数	2 施設	延床面積	785.61 m ²
対 象 施 設	大鹿村役場（車庫・倉庫等）、沢戸前事務所				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

対症療法的に劣化の進んだ庁舎の補修（事後保全）を行うのではなく、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

(7) 公営住宅

本村が管理する公営住宅のうち、建設されてから20年以上が経過しているものは、今後10年の内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。このため、「大鹿村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の改修を実施し、住環境の向上を図ります。

◆図表 6-7 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区 分	公営住宅	施設数	17 施設	延床面積	3,704.26 m ²
対 象 施 設	村営住宅、特定公共施設賃貸住宅、公営住宅				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。 【安全確保の実施方針】 点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。 【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。 【統合等推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な公営住宅の供給を推進します。 なお、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する公営住宅は、計画的に住宅改修、建替えや廃止を検討します。					

(8) 公園、供給処理施設、その他

その他等の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-8 公共建築物（公園、供給処理施設、その他）の保有状況

公園施設、供給処理施設、その他					
区 分	公園	施設数	3 施設	延床面積	378.79 m ²
対 象 施 設	大西公園、引の田公園、夕立神パノラマ公園				
区 分	供給処理施設	施設数	1 施設	延床面積	115.83 m ²
対 象 施 設	一般廃棄物最終処分場(管理棟)				
区 分	その他	施設数	7 施設	延床面積	1,775.39 m ²
対 象 施 設	旧マイタケ施設、鹿塩教員住宅、大河原教員住宅、公衆トイレ（塩河）（新小渋橋）、温泉施設、道の駅歌舞伎の里大鹿				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。

小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理することとします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。

その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

(9) インフラ施設

ア 道路

本村における村道の総延長は約124,943m、舗装率は65.4%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「大鹿村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、1ヶ月に1回実施する日常点検（道路パトロール）による異常の早期発見に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「大鹿村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ 上水道

上水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本村の上水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【耐震化の実施方針】

大規模な地震への対策や、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

エ 農林道・農業水利施設

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や保全対策が必要です。

頭首工は、河川等から農業用水を取り入れる農業水利施設であることから、老朽化等の状況を把握した上で、施設の状況に応じた適正な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検、定期的な機能診断により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

機能診断結果に基づいた、施設の機能を継続的に監視し、補修、補強等による適時・適切な保全対策を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

大鹿村公共施設等総合管理計画

平成 28（2016）年 6 月策定

令和 4（2022）年 3 月改訂

発行者 長野県下伊那郡大鹿村

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原 354

ホームページ <http://www.vill.ooshika.nagano.jp/>